

**市内の小・中学校
8月13日～15日は
学校業務を停止**

☎教育総務課 ☎(235)4916

8月13日(日)～15日(火)を「学校業務停止期間」とします。この期間は学校に日直などを置かず、対外的な業務を行いません。事故や災害などの緊急の連絡は教育総務課へお願いします。なお、同期間中の各学校への電話は、同課へ転送されます

**ご協力を
「都市鉱山からつくる！
みんなのメダルプロジェクト」**

☎資源対策課 ☎(235)4923

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックの入賞メダルに、不要になった小型家電に含まれるリサイクル材が活用されることになりました。東京2020組織委員会が主催するこの取り組みに本市も参加します。約5,000個のメダルの材料となる小型家電のリサイクル回収にご協力をお願いします。詳細は、市ホームページをご覧ください

**8月1日～7日は
食中毒予防週間**

☎厚木地区食品衛生協会 ☎(222)7643

8月4日(金)14時から、海老名中央公園で食中毒予防キャンペーンを開催します。食中毒は、飲食店などで取る食事だけでなく、家庭での食事でも発生しています。次のことに注意し、食中毒を予防しましょう。
・せっけんを使ってこまめに手を洗いましょう
・食品は十分に加熱しましょう
・調理器具は清潔にしましょう

**蚊に注意!!
「蚊に刺されない」「蚊を発生させない」ための予防策**

☎健康づくり課 ☎(235)7880

10月頃までは蚊の発生時期にあたります。日頃から家庭でできる蚊の対策を取っておきましょう。

- 対策1「蚊に刺されない」**
肌を露出しない長袖、長ズボンを着用し、必要に応じて虫よけ剤などを使用しましょう。
- 対策2「蚊を発生させない」**
幼虫が発生しやすい不要な水たまりをなくし、成虫が隠れやすい草むらや風通しの悪い樹木(やぶ)の手入れを行きましょう

ご利用ください ところの相談

☎健康づくり課 ☎(235)7880

「ぐっすり眠れず朝方目が覚める」「気持ちが沈む」「イライラする」などの症状はありませんか。それらはストレス症状かもしれません。月に1度、保健相談センターで、心の専門家による予約制の「ところの相談」を実施しています。詳細は、健康づくり課へお問い合わせください

**「海老名運動公園周辺地区」
都市計画案の縦覧**

☎都市計画課 ☎(235)9391

海老名運動公園周辺地区の「地区計画の変更」にかかる、都市計画案の縦覧を行います。同案について意見がある方は、意見書を提出することができます。
▶縦覧期間 8月4日(金)～18日(金)8時30分～17時15分(土)(日)(祝除く)
▶縦覧および意見書の提出先 都市計画課窓口
▶意見書提出期限 8月18日(金)

情報

お知らせ

**いざという時のために
～AEDを屋外・公用車などに設置～**

☎警防課 ☎(231)0355

消防本部では市民の安全のためにAED(自動体外式除細動器)の設置を進めています。新たに市内の小・中学校全19校の体育館外壁などの屋外に設置しました。また、日頃から市内を巡回する公用車が救急現場に遭遇した際、迅速に救命処置が行えるように、公用車(12台)に積載を開始、公共施設(3施設)にも新設しました。公共施設のAED設置一覧は、市ホームページなどで確認してください



ご寄付ありがとうございます(敬称略)

- ◆海老名市応援まごころ基金(環境に関する分野)へ 海老名市さつき研究会/2万630円
- ◆社会福祉事業へ 寿美カラオケ教室/6万円

還暦の節目を共に祝いませんか。平成30年1月13日(土)に開催する「えびな還暦のつどい」の企画・運営を行う実行委員を募集します。お仕事をしている方や市外出身の方も大歓迎です。

**「えびな還暦のつどい」
実行委員を募集**

☎市民活動推進課 ☎(235)4568

- ▼対象・定員 昭和32年4月2日～33年4月1日生まれの方8人程度
- ▼内容 還暦のつどいの企画・運営や準備。合計5回程度の会議あり
- ▼申し込み 電話で市民活動推進課へ。8月18日(金)締め切り。



市内で操業している店舗の中から「名店」を、市内で生産されている品物の中から「名産品」を選定するため、事業者の皆さんからのエントリーを受け付けます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

- ▼部門 ①店舗(飲食業、小売業)
- ②品物(加工品・工芸品・工業製品(部品含む))※一次産品は除く
- ▼対象 ①市内で操業している店舗(チェーン店を除く)②市内で加工、製造されたもの
- ▼申し込み エントリー用紙(自薦のみ)を直接または郵送で商工課へ。用紙は同課で配布または市ホームページからダウンロード可。9月15日(金)締め切り。

**海老名の名店・名産品
事業者エントリーを受け付け**

☎商工課 ☎(235)8439

**70歳以上の方、高額療養費の
自己負担限度額が変わります**

☎保険年金課(国民健康保険) ☎(235)4594
☎後期高齢者医療保険 ☎(235)4595

高額療養費とは、同一月にかかった医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた額が後で払い戻される制度です。8月から、70歳以上の方が加入する国民健康保険および後期高齢者医療保険の高額療養費の自己負担限度額が改正されます(下表)。詳細は、保険年金課へお問い合わせください。

自己負担限度額(月額)		7月診療分まで		8月診療分から	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得145万円以上の方	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※2)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※2)
	課税所得145万円未満の方※1	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回44,400円※2)
住民税非課税	II 住民税非課税世帯		24,600円		24,600円
	I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
※2 過去12カ月に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。